

共同設置教育委員会の運用について

※ R04.06.06

(岐阜県羽島郡二町教育委員会)

「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議

第4回提出資料

1 教育理念と方針

【基本理念】

様々ななかかわりの中で学び、夢や希望に挑戦し、社会の一員として貢献できる社会人の育成

【基本方針】

- 1 家庭・社会の期待に応え、夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要な力の育成
- 2 個性や能力を発揮して活躍し、学び続ける、活力と連帯感のある人づくり

2 共同設置に至った経緯

(1) 背景

町村ごとの教育委員会設置は、地元民の要望に即応できることや、地域の実態に即した教育行政を進められることにおいて優れた制度であった。しかし、小規模な町村では、財政や人材等の面から必ずしも理想通りに進まないこともあり、また、広域に渡る人事交流や研究成果の実践普及の面ではやや難点が見られた。

(教育委員会の共同設置に向けた機運の高まりについて)

- ・羽島郡は、県都岐阜市に近く交通の便もよい。地勢的に小規模で、古くから郡内4町（笠松町、岐南町、柳津町、川島町）間に共通する慣行行事があり、交流も盛んであった。
- ・羽島郡学校教育会が組織され、教育実践の面で郡内での交流が行われていた。
- ・年々専門化・複雑化する教育行政事務の対応を、一般行政職員が担っていた。
- ・地域の教育を高めたいという共通の意識があった。
- ・郡内を勤務の本拠地とする（地域をよく知る）優秀な教職員を確保する必要があった。
- ・郡内4町の合併、市制施行を模索する動きがあった。

こうした地域の実態を鑑み、昭和40年代前半の頃から、県の指導を受けながら研究調査が慎重に進められ、「教育行政の広域化」の認識が深められていった。

(調査研究の結論について)

- ・教育行政の広域化、複雑化、事務量の増加に伴い、各町の地域住民の期待に応えるには、教育委員会を統合し、一層充実強化することが望ましい。
- ・各町の教育委員会の規模においては、多くは財政的な節約のために、抜本的な解決は困難である。

4町が共同設置の教育委員会として目指したところは、次の5点に集約される。

- ① 事務局組織及び事務処理体制の確立による能率的な教育行政
- ② 教職員人事の広域化と適正化による人材の確保と配置の合理化
- ③ 指導研修体制の確立による学校教育の発展と向上
- ④ 教育行政の広域化による教育格差の是正
- ⑤ 地域の実情に即した社会教育の充実と健全な社会教育団体の育成

地方自治法の共同処理方式には、組合、機関の共同設置、協議会の設置によるもの、事務委託等があり、共同設置の場合、法人を設置する必要がなく手続きが簡単であることや、地方公共団体の協議により規約を定めるため、議会開催の必要性がないこと等、事務を簡素化し、経費の節約に努め、合理的な教育行政を確保できる。

(2) 法的根拠

機関の共同設置・・・関係市町村が共同して教育委員会等の委員会や附属機関を設置することができる。(地方自治法第252条の7)

(3) 経過・沿革

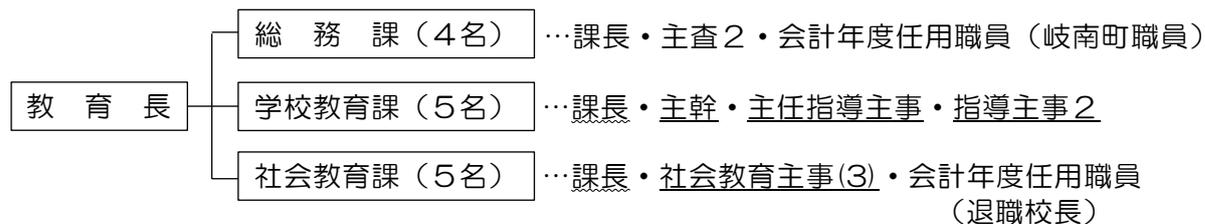
- S44.05.30 教育委員会の統合についての郡内各町長・議会議長・教育委員長による合同会議
- 06.05 羽島郡教育委員会設置準備委員16名を選出。(以後会議を重ね共同設置を確認)
- 07.25 羽島郡教育委員会発足。 幹事町：笠松町、執務場所：司町(笠松町役場内)
- S51.07.25 名称を「羽島郡四町教育委員会」変更
各町の教育優先の行政施策と地域住民の強い信託に答えるべく、学校教育及び社会教育の振興について、積極的な教育環境の整備と人材の確保に配慮しつつ教育内容の精選と充実に努め、多くの成果が見られた。この機会に、さらにきめ細かく町ごとの教育行政を展開するため、羽島郡教育委員会に「四町」の2文字を名称の中に加えて、「羽島郡四町教育委員会」と改称した。
- S53.04.01 事務局を羽島郡消防事務組合移転後の庁舎(県町11番地)に移転
社会教育主事を各町に派遣
- H03.04.01 事務局を北事務所(東陽町44-1)に移転
- H14.04.01 幹事町：岐南町に変更 事務局を母子センター2階に移転
- H16.11.01 羽島郡三町教育委員会 合併により、川島町が脱退(H16.10.31)
- H18.01.01 羽島郡二町教育委員会 合併により、柳津町が脱退(H17.12.31)
- H27.08.01 事務局を岐南町役場2階に移転

3 構成団体の概要、事務局組織図、教育長・教育委員、予算分担等について

(1) 構成団体の概要

構成する町	平成16年5月1日			
	人口(人)	学校数(校)	児童生徒数(人)	備考
川島町	10,361	小1、中1	1,066	当時、柳津町の中学校は、岐阜市羽島郡柳津町中学校組合立の学校であった。 (現在:岐阜市立境川中学校)
柳津町	12,694	小1	863	
笠松町	22,093	小3、中1	1,782	
岐南町	22,905	小3、中1	1,938	
合計	68,053	小8、中3	5,649	
構成する町	令和4年4月1日			
	人口(人)	学校名(学級数)	児童生徒数(人)	
岐南町	26,188	東小学校(26)	675	2,115
		西小学校(17)	442	
		北小学校(15)	349	
		岐南中学校(22)	649	
笠松町	21,932	笠松小学校(12)	231	1,623
		松枝小学校(21)	532	
		下羽栗小学校(14)	302	
		笠松中学校(19)	558	
合計	48,115	学校数 8	3,738	

(2) 事務局組織図



※幹事町…岐南町
(規約で定めた地方公共団体)

※社会教育主事3名の内訳
 ・スポーツ担当社会教育主事
 ・岐南町、笠松町の公民館に社会教育主事1名派遣
 ※____は自治法派遣、____は割愛

(3) 教育委員の選任

- ・岐南町、笠松町それぞれ2名の委員、計4名を選出する。(教育長除く)
- ・町の候補者について、各町の長が当該議会の同意を得た上で、幹事町の長が選任構成団体の町ごとに1名を任命する。(教育長を除く)

(4) 羽島郡二町教育委員会予算

- ・教育委員会予算は、規約の定めるところにより、構成団体である二町が負担している。
- ・歳入歳出予算は、幹事町の予算に計上し執行されており、幹事町では一般会計とは別に特別会計(羽島郡二町教育委員会特別会計)予算としている。
- ・監査については、監事町の監査委員がこれを行う。
- ・各町の学校施設設備費や公民館活動等の予算は、各町の予算に計上する。

〔令和4年度特別会計予算〕歳入歳出総額 237,379千円

【歳入】

単位：千円			
款・項	金額	備考	
分担金	66,813	負担金の負担割合(%)※	
負担金	165,037	均等割	20%
県支出金	4,383	学校割	20%
繰越金	1,000	児童生徒数割	30%
諸収入	146	人口割	30%
合計	237,379	※羽島郡二町教育委員会共同設置規約 第7条	

【歳出】

単位：千円			備考
款・項	金額		
教育費	教育総務費	139,073	
	学校教育費	88,953	
	社会教育費	7,218	
	保健体育費	1,135	
予備費	予備費	1,000	
合計		237,379	

予算関係	
10月	二町財政・教育課長会議
11月	幹事町 総務部長査定
12月	二役査定
1月	副町長・財政担当部長会議
2月	定例会議、運営協議会
3月	岐南町議会へ上程 予算特別委員会で説明
7月	幹事町で決算審査、及び監査
9月	岐南町議会へ上程 決算特別委員会で説明

4 教育長と各町長の日常的な連携

(1) 羽島郡二町総合教育会議

- ・年1回開催（5月頃） 首長部局（幹事町）の開催。
- ・構成は、各町の町長、副町長、教育関係部局部長、課長、及び教育長、教育委員
- ・学習指導要領の具現に向けた重点に関する事、教育を行うための諸条件の整備、児童生徒の実態と今後の方向等。

(2) 教育委員会運営協議会の設置

- ・年2回開催（10月頃、2月頃）※特別な合議事項がある場合は、その限りでない。
- ・構成は、各町の町長、議会議長、幹事町の副町長及び教育長、教育委員
- ・教育委員会の円滑な運営と教育行政の資質向上を目的として設置。
共同設置規約や条例の制定・改廃・予算決算等の重要事項について協議等。

(3) 羽島郡町長会

- ・月1回開催
- ・構成は、県議会議員、各町の町長、副町長、総務部長、関係担当部課長
必要（議題）に応じて教育長
- ・新型コロナウイルス感染防止に向けた職員のワクチン接種、新年度に向けた方針と重点の説明等。

(4) 各町の議会

- ・各町年4回開催（計8回）
- ・各町の定例会議および全員協議会に出席し、一般質問の答弁および学校教育や社会教育の現状、今後の方向について説明等。

(5) その他

- ・必要に応じて懇談を実施
- ・各町の町長、教育長
- ・学校教育や社会教育に関わる依頼事項や協力事項等について懇談。
例：新型コロナウイルス感染症の状況報告と対策、登下校の安全（各町の環境整備）、児童生徒の地域行事への参加等。

5 共同設置教育委員会の利点

(1) 総務関係

- ①経費の削減につながる。
 - ・教育長報酬や教育委員報酬等の関係する経費が二分の一となる。
 - ・郡スポーツ協会や学校教育会、学校保健会、郡 PTA 連合会、郡スポーツ少年団育成協議会等、広域的な団体の育成に対応ができ、補助金の一本化ができる。
- ②単独では購入が困難な備品を揃えることができ、郡内教育施設の共有備品として活用できる。

(2) 学校教育関係

- ①教職員の人事異動等の人事管理を二町教育委員会で行うことができる。
 - ・勤務の本拠地を二町とし、地域を熟知する教員の存在は大きく、人事管理の広域化により、教職員の特性を生かした適材適所への配置がしやすくなる。このことは特色ある学校づくりや学校の活性化に大きな影響を与えている。
- ②同規模の町村単独設置教育委員会と比べ、多くの指導主事等を事務局員として配置できる。
 - ・指導主事の専門性を生かすとともに、8校の小中学校での学校経営の取組を比較、紹介等によりきめ細かな指導を行うことができている。
 - ・多様化、複雑化が進んでいる事務処理等の業務に対し、効率化を図ることができる。
- ③教職員研修の充実を図ることができる。
 - ・優れた実践を推進している郡内の教職員を表彰し、被表彰者を講師とした教員研修を教育委員会が企画して行っている。
 - ・学校教育会に参加している教職員数が240名ほどと適正規模であり、小中合同で各教科、道徳、特別活動、学校保健、学校事務等、職務に応じた充実した研究が実施できる。

(3) 社会教育関係

- ①社会教育の充実に向けた職員配置ができている。
 - ・各町の公民館に一人ずつ社会教育主事を配置しており、教員経験の利点や社会教育の歴史的背景を生かし、子ども向け公民館活動の実施や地域行事のボランティア募集等、学校と地域との連携が円滑に行われている。
 - ・スポーツ担当の社会教育主事、PTA や子ども会等を担当する職員の配置により、羽島郡全体を見据えた業務を進めている。
- ②羽島郡全体での活動や行事（研修を含む）のよさを生かすことができる。
 - ・キャリア教育講演会やスポレク祭等、各町の特色や人材を生かした企画により、一つの町の取組を二町に広げることができる。

③各町の特色ある生涯学習活動や地域学校協働活動を推進できている。

- ・各町や郡全体の活動状況や地域人材の情報交流等を行い、企画立案力や実践力の向上につなげている。

6 共同設置教育委員会の課題

(1) 総務関係

- ①各町の財政力や担当職員数が異なるため、郡内の各種ソフト・ハード事業の均一的な向上を図ることが困難な面がある。
- ②教育委員会が各町にとって離れた存在にならないよう努める必要がある。

(2) 学校教育関係

- ①他の市町村からの異動も含め、3年で異動する教員も多く、二町を勤務の本拠地とする教員の確保に向けた取組が必要である。
- ②教育委員会としては、様々な教育活動に対する評価を郡として行い、成果と課題を明らかにして次に向かう営みに努めているが、町としては、町の成果と課題を求め、それが町対抗の意識になる傾向がみられる。(二町故に、顕著に見られることと思われる。)

(3) 社会教育関係

- ①会議や行事等への参加のため労力
 - ・羽島郡教育委員会ではなく、羽島郡二町教育委員会としての位置付けであり、各町で行われる社会教育委員の会、文化財保護審議会、青少年育成町民会議、スポーツ推進委員協議会、町民文化祭等、様々な会議や行事への参加のため労力は多くなる。
- ②各町の担当課と二町教育委員会の役割
 - ・各町には教育関係を担当する岐南町生涯教育課、笠松町教育文化課がある。各町では、生涯学習青少年育成、文化活動、スポーツ振興、文化財保護等に取り組んでいる。また、各町にスポーツ協会やスポーツ少年団、文化協会等もあり、各町で特色ある活動が行われている。こうした点が、各町と二町教育委員会との役割(すみ分け、立ち位置)に難しさを感じる時がある。

(4) その他

- ・事務手続きを進める上で、各町での議会に、同様なことを2回説明する必要がある。

7 その他

- ①自治体の文化や歴史、考え方を尊重し、地域の特性を活かした教育行政に努める。
 - ・各町の町民憲章や第6次総合計画を基盤に据え、羽島郡二町教育委員会の基本理念「様々ななかかわりの中で学び、夢や希望に挑戦し、社会の一員として貢献できる社会人の育成」に基づく教育活動(生きる力の育成)を推進する。
- ②各町の文化や財産等を両町で共有することを通して、児童生徒の教育の充実に生かす。
 - ・児童生徒を対象とした講座、講演会に関すること。
 - ・ICT 機器や保護者への情報発信ツールなど環境整備に関すること。